

山梨県公報

第二千四百四十二号

平成二十六年

八月二十一日

木曜日

目次

告示

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………五〇一

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………五〇一

○保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………五〇一

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五〇二

○一般競争入札について(二件)……………五〇二

○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………五〇五

○平成二十六年七月十日付第二千四百三十一号中……………五〇六

告示

山梨県告示第二百四十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第二百四十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が

特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一、二千五十七番六、二千五十八番三及び二千五十九番三の各一部並びに二千五十七番七の全部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第二百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。 早川町(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二四四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二四十九号）第三十三条の二の規定により、次のよう
に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお
り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センタ
ーに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十六年八月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人にらぐるみん

2 代表者の氏名 多田 麗奈

3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市藤井町北下條千五百五十六番地六

4 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親・子育て支援者に対して、育児支援に関する事業を行
い、まちぐるみで子育てを応援する社会の形成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年八月十二日から同年十月十一日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ
ケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成さ
れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束
の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 起震車

(二) 数量 一台

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 供給場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所屬 山梨県総務部管財課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 入札説明書に示した調達物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類を提出した者であること。

3 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて、山梨県内で速やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。

4 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者の登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十六年八月二十一日(木)から同月二十八日(木)まで(山

梨県の休日)を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 四の3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十六年八月二十八日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年十月二日(木)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館四階四一〇会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課宛てに平成二十六年十月一日(水)午後四時までに到着するよう送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(車両本体、付属品、法定登録費用、リサイクル料及び登録代行手数料並びに消費税及び地方消費税の額の合計額)を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和二十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部管財課（電話〇五五―二三三―一三九二）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured:

Earthquake Experience Vehicle

2 Date and time of tender:

2:00PM September 25,2014

3 Bureau in charge:

Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government

1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan

TEL 055-223-1392

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年八月二十一日

山梨県工業技術センター所長 石 原 光 広

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 電界放出型走査電子顕微鏡

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 平成二十七年一月三十日

4 納入場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター

二 事務を担当する所属 山梨県工業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれかにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができるところを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、所長の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十六年八月二十一日(木)から同年九月五日(金)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 平成二十六年八月二十一日(木)から同年九月三日(水)まで(県の休日を除く。)、一の4に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、平成二十六年九月三日(水)午後一時三十分から山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室において入札説明会を開催する。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年九月三日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、一の4に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年九月三十日(火)午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問い合わせ先 山梨県工業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:
Field Emission Scanning Electron Microscope 1 unit

2 Date and time for tender:
1:30PM September 30, 2014

3 Bureau in charge:
General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center,
2094 Otsu-machi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL055-243-6111

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市中丸土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

氏名	住所
太田 一久	富士吉田市小町見千七百五十八番地

二 就任

羽田 岩雄	富士吉田市小見見千七百五十一番地
氏名	住所
堀内 欣一郎	富士吉田市下吉田二丁目二十八番十六号
羽田 悟七	富士吉田市小見見千七百五十一番地

正 誤

○ 平成二十六年七月十日付山梨県公告（収去飼料の試験結果の概要）
四〇六ページの表中

JA東日本くみあい飼料山梨営業所 山梨県南アルプス市下高砂	飯島産業株式会社 山梨県甲府市国母
は	は
JA東日本くみあい飼料株式会社山梨営業所 山梨県南アルプス市下高砂	飯島産業株式会社 山梨県甲府市国母
の誤り。	の、